（様式１）

優秀映画鑑賞推進事業実行委員会規約

第１条　本会は、○○市（町・村）優秀映画鑑賞推進事業実行委員会（以下「委員会」という。）という。

第２条　委員会は、事務所を○○市（町・村）○○文化会館内に置く。

第３条　委員会は、国立映画アーカイブと協力し、広く市（町・村）民に優れた映画の鑑賞機会を提供し、○○市（町・村）の芸術文化の向上発展を図ることを目的とする。

第４条　委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
（１）優秀映画鑑賞推進事業
（２）その他目的達成に必要な事業

第５条　委員会の委員は、会場となる公立文化施設等の長、及び当該地域の主催者、教育委員会，関係団体，新聞社，放送局等の代表者等で構成する。
２　委員会は、委員○○名以内で構成し、互選で委員長、監査委員を定める。
３　委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を統括する。

第６条　この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議決を経て委員長が別に定める。

第７条　委員会は、報告書の提出をもって解散する。

委員名簿

氏　名	役職等	所属機関